平成23年度第3回春日井市障がい者施策推進協議会議事録

- 1 開催日時 平成23年10月17日(月) 午後1時15分~午後3時15分
- 2 開催場所 春日井市役所南館3階 第2委員会室
- 3 議題
 - (1) 障がい者総合福祉計画の中間案について
- 4 配付資料

資料1 障がい者総合福祉計画の中間案

5 議事内容

議事に先立ち、鈴木部長あいさつ

<議題1 障がい者総合福祉計画の中間案について>

【木全会長】 本日は本当にお忙しい中、お集まりくださいましてありがとうございます。

国は、改正の障害者基本法が通り、これが今後の日本の障がい者施策全般の基本になっていくものだと思います。推進会議での内容を含めていろいろやりとりがあって妥協の産物という批判もありますが、中身は前回と比べるとかなり良くなっているので、これをしっかり受け止めながら春日井市の総合福祉計画をつくっていかなければいけないと思います。

ぜひ全部目を通していただいて、女性の障がい者、相談支援の充実、教育、療育を どう考えたらよいか、委員の皆様にはそういうことも受け止めていただきながら、春 日井市で総合福祉計画をつくっていく時の骨格になるものと考えていただきたいと思 います。

2つ目は、来年4月からのつなぎ法について、相談支援の充実などのわかりにくい制度や、児童福祉が変わっていくということも含めての対応を3年間の計画をつくっていく上で念頭におかなければなりません。

もうひとつは、障がい者の虐待防止法が通ったので、来年の10月から春日井市においても虐待防止の相談や、センター、一時保護をどうするかなども計画をつくる上で考えなければならないということを計画を立てる時に念頭におかなければなりません。また、8月30日に推進会議の中の総合福祉部会で総合福祉法の骨格提言が、素敵な歴

史に残る文章で素敵な中身で出されております。つなぎ法が途中で切れ、総合福祉法 に変わっていくのも福祉計画の時期に入っていますので、ぜひ骨格提言も委員の皆様 もお読みいただけるとありがたいです。

もうひとつ動きがあるのが、差別禁止法についてです。障害者基本法第4条に差別の禁止という項目があがっていますが、障がいによる差別について、訴えがあり、差別を認め、当事者の権利をどう回復するかの手続きを具体化する差別禁止法を、日本でどのようにつくっていくかが話し合われています。総合福祉法とともに、そんな動きの中で総合的に日本でも国連の障がい者の権利条約を、国内法を整備した上で批准をしていく真っ只中にある福祉計画です。国も障害者基本法をつくりましたが、基本法に基づく総合的な計画のマニュアルなどはまだ出していません。春日井市も期限が切れたので福祉計画と同時に基本計画もつくりなおさなければならないのですが、ある意味マニュアルなしで試行錯誤の中での会議になっており、そんな大きな流れを受け止めていただきながら、具体的には皆様が向き合っておられる障がいのある市民やご家族の実態、実情を受け止めながらよい中身にしていきたいと思いますので、そのことを念頭に置きながら今回中間案を議論していただきたいと思います。

それでは議事に入ります。まず議題1の春日井市障がい者総合福祉計画の中間案について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 〈資料に沿って説明〉

【木全会長】 ありがとうございます。まずは基本理念、重点課題のところでご意見いかがでしょうか。

【小澤委員】 自己実現を尊重する計画、またニーズに対応する計画という言葉について、 ニーズというものをもう少し深く考えていただきたいです。障がいを認識できる人の 支援は段々と重厚になってきているのは見ている限り感じますが、うつ病や引きこも りの方もある意味で障がい者なので、そういう方への相談とか就労支援も、そういう グレーゾーンの方についても、どこかに書き留めていただきたいと思います。全国に は100万人近い人がおられて、春日井にも少なからずおられます。そういう方がたくさ んいるという現実を知っていただきたいと思います。

【木全会長】 具体的にどうしましょうか。たとえば発達障がいは定義に入ります。うつは精神障がいです。

【小澤委員】 精神障がいとは規定されない人達がいます。

- 【木全会長】 福祉サービスを具体的に受ける場合、現在のところ、障がい者自立支援法 の程度区分の認定がないと受けられません。ただ、支援事業の相談に関してはグレー であろうが何であろうが、必ず受けなければならないわけです。ニーズをどう考える かむずかしいですが、自分らしく人間らしく生きるのに社会的に必要なことで、充分 ではなくても最低限のことは保証しなければならないという生活上の必要事項です。
- 【小澤委員】 前回、私は具体的に就労支援を受けたいといって相談窓口に相談しにいったけれどなかなか話しができなくて、1時間くらい、だんまりになってしまったという相談があって、もう2度と行けないような雰囲気があるという事例を聞きました。
- 【木全会長】 それは相談員の資質や力量の問題で、そのことについては相談員の力量を 高めるという項目が入っており、そこでグレーに近い人を含めてきちんと就労支援で、 手帳がなくても可能性がある人はきちんと受け止めながら、結び付けていかなければ いけません。具体的に個別のところで力量がないことは分けて考えないといけないの ではないでしょうか。
- 【小澤委員】 先程、会長にお示しいただいた総則の中に「発達障がいを含む」というの を読んで、とても力強く思ったところですが、それでもグレーゾーンの人には社会的 な支援がないのではないかということを危惧して申し上げました。
- 【木全会長】 定義に書いてあるということで、これは位置づけなければならないと思いますが、発達障がいだけでなく、そのために家族が上手くいかなかったり多様な要因が絡みながら本人支援の困難になっているところがある場合、どうしたらよいでしょうか。
- 【事務局】 4ページの計画の対象の部分で定義していますが、この計画は市民、市内の企業、個人、団体すべて対象にしています。ただ障がいがある人については障害者基本法に基づいて身体障がい、知的障がい、発達障がい含む精神障がいについて定義しています。相談支援に行ったけれどもだんまりで支援が受けられなかったというところに関しましては、相談員の資質の問題であると考えます。今回の計画の中にも資質の向上を図る施策もございます。

また、グレーゾーンの方の相談につきましては、障がい者生活相談センターでも相談があれば受けさせていただきます。医療に繋ぐ必要があれば病院に繋ぐように対応しており、グレーゾーンの方を全く考えていないというわけではありません。いろいろな施策の中で対応させていただくとご理解いただきたいです。

【木全会長】 具体的にこう書き込むとうまくいくという提案があれば受け取りやすいのですが、今のところは対象の話ですので、発達障がいを広く捉えれば、本来はきちんと受け止めなければならないはずですが。

【小澤委員】 うつ病、引きこもりというのはどういうふうなのでしょうか。

【木全会長】 引きこもりは現象です。いじめも含めたいろいろな要因に、もちろん発達 障がいや虐待も入るかもしれませんが、虐待も発達障があるから虐待されやすいということもあり、複合的です。うつ病も、そううつや両方の方などドクターの診断も含めて、病名がつくことと日常生活を営む時に支援がないと困難だというところは分けないといけません。病名がついて日常生活がうまくいく人もいますし、あいまいで病名はついていないけれど福祉サービスがないとうまくいかない人もいるわけで、医学的な診断と社会生活を支えるために必要がある人とは、直接結び付くものではありません。身体障がいが重くてもどこの地域に住んでいるか、どんなご家庭で暮らされているかで社会福祉サービスの必要度は変わっていきます、どこを見て支援がいるのか考えなければいけません。うつが障がいに入るか入らないかというような簡単なものではありません。そこが難しいところで、どんな風に理解しながら支援の手立てを具体的につくっていくか、というひとつが福祉計画です。

【筒井委員】 今の件で直接回答にはならないと思いますが、国が10月1日から障がい者 実態調査を実施しています。今までは手帳を持っているか持っていないかだったのが、 今回から「気になる人」という項目が入りました。そこでは、そういう方々について の支援の情報が、実態調査の集計結果を参考に今回中間案として動きだしているとい うことですので、参考になればと思います。

【澤井委員】 11ページの生活環境の施策に「はあとふるライナーを充実します」とありますが、育成会の本人の中にも「はあとふるライナー」を利用してヘルパーと一緒に外出や通勤に使っている人がいます。しかし、夕方利用して温水プールに行きたいのだけれど、その時間に適したバスが走っていないので、せっかくの「はあとふるライナー」も利用できずに何を利用しようかと考えている話しを聞きました。委員会があることも聞きましたので、せっかくの制度も使いたいのに使えないということのないように当事者団体からも委員会に出席していろいろな声を上げ、もっと利用できるようにしていきたいと思います。

また、今回の資料は金曜日に速達で送られて来ました。障がい者と一緒に生活して

いると金曜日の午後に帰ってきて、夜も目が離せないし、土日もじっくり読む時間がありません。資料を読んで育成会でも意見を話し合いたいと思ってもなかなかその時間が持てません。ぜひ1週間前には資料が届くようにお願いします。

【事務局】 最後のところでお詫び申し上げようと思っておりましたが、1週間前には資料をお送りできるように進めておりますが、よりよいものをと推敲に推敲を重ねているうちにぎりぎりになってしまい、本当に申し訳ありませんでした。今後は1週間前には皆様のお手元に届くように進めていきたいと思います。

それから、はあとふるライナーについては交通対策課で施策を行っております。路線や本数を見直しながら新たに施策を進めておりますが、いろいろな方面からご意見をいただいております。もしご意見があれば、団体としてこうしてほしいというような要望という形でいただけたらと思います。委員会への当事者の参加についても、私から交通対策課にお伝えします。

- 【吉川委員】 私の子が精神障がいなのですが、入院した際に、ちょっと揉めごとがあって相手の方が入院された際に、障がいがあるから部屋を別にしてほしいという差別されたような言い方をされ、部屋を個室にしなければならず、不愉快な思いをしました。現実には、健常者とは一線引かれ差別があると思います。30、31ページにある「障がいのある人に対する差別があると感じている人の割合を89%から50%にする」とありますが、そんなに減るものでしょうか。
- 【木全会長】 この89%を50%にするにはどうしたらよいか具体的な手立ては難しいところですが、ここを受け止めつつ基本的理念のところに障害者基本法にあるような文言をきちんと書き込んだほうがよいというご意見ですと受け止めやすいのですが。
- 【吉川委員】 現実には、差別があっても不思議ではない気がします。精神障がいは見た 感じではわからないですが、暴れ出したら手が付けられなくなってしまい、よい時と 悪い時の波があるので親としても接し方はわからないのです。波が過ぎるのを、時間 をかけて待つしかないのかと考えています。
- 【木全会長】 理念のところで、知的・身体・精神を含めて病院問題は、完全看護を謳い つつ実際はそうでないところが、実は大きな問題として残ってはいます。
- 【事務局】 6ページの基本理念のところで、今回新たな障害者基本法が施行され前回の 計画の共生社会の実現としての理念をそのまま引き継いで、今回の計画の改定を考え させていただいておりますが、共生社会の実現として新たな障害者基本法の第3条を

お示しさせていただきました。

吉川委員から具体的な事例で実際に差別が強く感じられるとのご意見の中で、会長からお話しがありましたが、障害者基本法が共生社会に留まらず、差別の禁止についても新たに定めています。差別の禁止については、この計画の全体にわたる基本的視点として考えていきたいと思います。

【木全会長】 たぶん具体的な部分について、今泣き寝入りが嫌であり、お金も使えない場合、法務省の人権擁護に相談に行くとか弁護士の救済制度を利用するというような手立てしかないはずです。差別禁止法がきちんと通ると権利侵害、差別の救済をする委員会ができるので、不当な扱いについては差別に当たるかどうかの認定や権利回復も含め、3年後には本人が訴えればできる可能性があるということです。

【吉川委員】 示談で話しはつきましたが、差別となるといろいろ問題があるということです。

【木全会長】 できることは基本理念で謳い、後半で数値を本当に減らすためには具体的 にどうしたらよいかご意見をいただく形でよろしいでしょうか。

【吉川委員】 はい。

【井村委員】 9ページに重点施策(1)障がい者雇用の促進があり、37ページにも福祉的就労の充実があるのですが、重点課題の中では記載がありません、どういう取り扱いになっているのでしょうか。

また、促進のところにハローワークも含めて一般企業とありますが、障がい者の雇用状況は極めて重大な局面に入っております。一般的な経済状況を反映した上でやむを得ないところもございますが、具体的施策の中で商工会議所との連携については取り上げることはできるのかどうかということを教えていただきたいと思います。

【事務局】 まず、雇用・就労の促進につきましては、アンケート調査の中でもかなり割合的に障がい者の雇用の促進をということで皆様の意見の高いところでございます。 社会情勢は依然として厳しい状況でありますが、福祉的就労は雇用・就労のところで施策として行っていき、一般的就労の促進を重点に目指して(1)障がい者雇用の促進を課題に取り上げさせていただいております。また、商工会議所との連携については具体的施策としては、あがっておりません。

【木全会長】 たとえば半田市の自立支援協議会の就労支援部会は商工会議所の人が入って一緒にやっていますが、春日井市としての可能性はなかなか難しいのでしょうか。

- 【事務局】 雇用・就労のところで自立支援協議会を通じて商工会議所にも声をかけなが ら、どのように雇用促進に向けて連携することは実現できると思います。
- 【佐藤委員】 雇用・就労の促進について、具体的施策オ「ジョブコーチの活用促進を図ります」とあります。実際は、職業センターが行っているくらいで、春日井市では実施されていないのではないでしょうか。
- 【木全会長】 就業後、生活支援センターできちんとジョブコーチの研修を受けてきてコーチを名乗ることができる人がいるのかというような実態や、就労移行支援の事業所にも置けるはずなので、ここのところ就労移行支援というのは福祉的かもしれませんが一般就労していく上では就労移行支援というのはとても大事な事業ですし、少し見識のある法人はジョブコーチの研修をきちんと受けさせていて、ジョブコーチを就労移行支援の中に置いています。たとえば愛知県内でもいくつかあり、知多市などは置いています。春日井市で使えるジョブコーチの条項がどうなっているのか教えていただけると、うまくいくと思うのですが。
- 【佐藤委員】 多分機能しているのは障がい者職業センターくらいだと思います。
- 【木全会長】 結構小さな社会福祉法人や昔の福祉企業が置いていたりします。B型の就 労継続支援のところにいたりしますし、全国的には一般就労において政府的な取り組 みもあります。実態に沿わないのに活用を図るといっても一体どのジョブコーチを活 用するのか、3年後、振り返った時に困るので少しご検討ください。
- 【事務局】 こちらの記載は障がい者就労生活支援センターと連携しながらジョブコーチ の活用をしていくといった内容です。少し言葉が足りなかったかもしれません。
- 【小澤委員】 商工会議所の隣のビルの5階にある春日井若者サポートステーションとい うのはコーディネータがいると聞いていますが。
- 【事務局】 子ども政策課が関係していて、引きこもりなどの支援をしている機関と認識 しています。実際そういうところともジョブコーチということで活用を図ることが可 能であれば、連携しながらやっていきたいと思います。
- 【木全会長】 基本理念のところは、障害者基本法を私も強調して言いますし、特に第3条の「基本的人権がある個人として尊厳が尊重され、尊厳に相応しい生活を補償される権利を有すること」のところが1番大事だと思っています。ここを基本理念の中にきちんと文言として押さえていただきたいのです。ここを抜きにすると前提抜きの議論になるため、ここは推進委員の良心的なメンバーが「国が落としたがっても絶対こ

こは落とすな」と、ここを落とすと障害者基本法にならないのでこの2行を残すためにやり合って必死に残した文言なので春日井市も基本計画を立てる時には、当たり前かもしれないこの2行を落とすと当たり前ではなくなってしまうので、ぜひ基本理念の中に追加してほしいのです。ここが1番大事なので障害者基本法の改正の目的と差別と第3条の3つの柱とともに書き直していただきたいのです。

後半について、具体的な数値目標を含めて全員でご意見をお願いします。

34、35ページの保育教育の数値目標、放課後のところしか書いてありませんが、通常の児童デイサービスについてはどうなっているのでしょうか。

- 【事務局】 障害者自立支援法から児童福祉法に変わり、児童デイが児童発達支援と放課 後等デイサービスという表現に変えさせていただきます。
- 【木全会長】 できたらここに児童の計画相談の件数も入りますか。また、41ページ、計画相談は受け入れるときの計画相談と継続の計画相談の2種類あるのですが、国の表はひとつでよいのでしょうか。単価も違ってくるので、本当は分けたほうがよいと思うのですが。
- 【事務局】 障がい者は41ページにありますが、障がい児はありませんので、ここに入れ させていただきます。表は、1つになっています。
- 【神田委員】 先週、相談員の研修会に行ってきましたが、相談体制の中で県がやってきたことを市へ移管していくと聞いています。県の委託を受けてやってきた知的と身体の相談員は、今後3年間どのように位置づけされるのか気になります。愛知県下中部6県180名程がみえてグループ討議をし、相談員は大事ということでしたが、位置づけについて心配しておられました。

自立支援協議会や障がい者生活支援センターもあり、そちらの件数も増えています。 4,000件くらいあると聞きましたが、愛知県として私達の21年度の件数は全体で3,014件、22年度は1,500件くらい少なくなっています。原因についても話しましたが、私が考えるには、相談の中では障がい者相談センターに介護保険などの兼ね合いの中で相談される方が増えているのではないでしょうか。私達としては障がい者自身の立場になって聞く必要があり、そういう人達を活用して相談の事業を進める形もあります。

春日井市としても、今後相談員の方をソフトとして民生委員ともコミュニケーションを図りながら、どんな位置づけでどう活用していくのかについて、お聞きしたいのです。

- 【事務局】 現在、県が委託している身体障がい者、知的障がい者の相談員は、来年4月 1日から各市町村の事業として権限移譲されます。春日井市では現在の身体の相談員、 知的の相談員と障がい者生活支援センターと連携しながら実施していきたいと考えて います。年1回ですが今までの身体の相談員、知的の相談員と障がい者生活支援セン ターと顔合わせを兼ねて意見交換会を実施しています。これまで、その中で相談員か ら障がい者生活支援センターに繋いていただいたケースもありますし、今後もうまく 機能しながら相談体制を確立していきたいと思います。
- 【木全会長】 春日井市の相談支援を考えていく時に、障害者基本法の相談支援のところは当事者が相談にのれるのがよいと書いてありましたし、骨格提言も書いてありました。 精神障がいもかなり当事者は元気な人もいますので、ソーシャルワーカーの人と一緒に連携したり活用できる仕組みを考えていこうというところで位置づけていただけるとよいのではないでしょうか。
- 【中村委員】 35ページの特別支援教育等の充実の具体的施策ウに「就学指導を実施します」とありますが、就学指導というのは、たとえば特別支援学校などでは体験入学を行い、春日井市の指導審査にも来ていただき、就学指導委員会も行われていて就学指導そのものはなされていると思います。重点課題や具体的施策で実施しますとあって、具体的な施策としては実施しますとあるのは、新しい展開において、これが書かれているのか、具体的にどのようなことが盛り込まれるのでしょうか。

学校の現場としては年に2回位体験入学をやって、そこに来ていただいています。 早期の就学指導は充実してほしいですが、就学指導を実施しますだと、実施していないと捉えられ、誤解を招くので、もう少し具体的に記述していただきたいです。

- 【事務局】 少し言葉足らずのところがございますが、現在の就学指導は前回の計画を引き続いて今回の計画ということですので新たなものを取り込めればよいとは思いますが、「現在の就学指導は引き続き実施し指導していきます」ということです。
- 【木全会長】 推進会議の文部科学省の議論でいうと、学籍の問題で、できるだけ地域で一緒にしたいのですが、それでもやっぱり特別なニーズのある子ども達は特別支援学校に行きます。しかし、学籍は地域に残しておきたいという親の願いも含めた本来の就学指導がどうあったらよいかという議論が国の委員会や推進会議の中で活発に行われてきているはずなので、私はそこを受けて春日井市の教育委員会もきちんと考えると思っていたのですが。

【佐藤委員】 私は6つの市で特別支援教育連携協議会に参加していますが、こういう議題は今日のメンバーではなく、本来は教育委員会が主体になって動かないといけません。就学指導でいうと父兄の方が就学免除をやってほしいという要望が多々出て困っているとか、誰を特別支援学級にというようなことで議論を進めて行きます。私はエの「特別支援教育連携協議会の設置に向けて研究します」とあったので春日井市はなかったのかと驚いていたところです。

先程の引きこもりの現況には障がいがあるかもしれませんが、そういう点は教育委員会と連携して進めていくべきで、今日の議題にするには無理があると思います。

【事務局】 ここの記述につきましては、また次回お示しさせていただきたいと思います。

【木全会長】 ここでできるのは、繋ぎのところです。保育や療育の情報がきちんと学校 に届かず途切れてしまうことが多いということですが、大府や知多はそこの連携がかなり上手にできています。障がいのある子を受ける時に、せっかく保育や療育の機関 に情報があるのに学校に届かないという点をどうするのかを整理したほうがよいのではないでしょうか。

【冨樫委員】 43ページの1番上、障がい者相談支援事業所の数ですが、平成24年度から 26年度まで4か所。そして相談件数の見込みは増えていると思います。この4か所は 21年度に9名で始まって、6,800人の実績をもって、26年度までに3,000人増える見込みという計算だと思います。これだけの見込みがあるのですから、相談支援事業所の数を1つでも2つでも増やしてほしいです。予算が伴うので大変だとは思いますが、計画に盛り込んでおかないと予算は取れないのではないでしょうか。前回(2回目)の会議の時に、田代アドバイザーから日中活動系事業所の増加の提言がされて、その中に精神障がい者の方の分は入っていないという説明がありました。そうすると、精神障がい者の方の相談や実態は増えるにも関らず、受け皿がないと思いますので、できれば相談支援事業所の中の一つでも二つでも精神障がいの方中心に相談できるとよいと思います。人口30万人の都市がどれだけ相談支援事業所を持っているのか調べたところ、岡崎、豊田、一宮で豊田は12、それ以外も6以上はあります。春日井市の特徴は、障がいの種類ごとに相談を受けています、他のところは3障がいどれでも相談支援事業所が受けていきます。今度増やす時には精神を中心にどんな障がいでも受け入れるようになればよいと思います。

【木全会長】 その通りだと思います。きちんと基幹型もつくらなければいけませんし、

委託の数だけで考えていますが今後は計画相談など含めて1件いくらでお金が入るようになります。もっとそこのお金も使いながら相談人数も自前で経営できるような仕組みも含め、よい悪いは別として、相談事業を膨らませていくことが可能になってきます。そのようなことも含めて考えなければいけません。相談事業は春日井市の障がい者支援システムの根幹なので、じっくり検討したほうがよいと思います。

- 【事務局】 内容については今後考えていきたいと思いますが、春日井市の特徴として3 障がいを4つの事業所で活動しています。どんな障がいでも最初の相談については、4か所あるどこの支援センターでも受けられるような体制になっています。そこで解決できればよいのですが、さらに深い話しになった場合、障がいの特性に応じた支援センターに繋いでいます。確かに件数が増え、相談員が足りるのか、ということについてですが、相談の内容で軽いものから重いものまであり、24年、25年、26年それぞれ700件位ずつ増加すると見込んでおります。相談員が9人おりますので、計算すると大体3日に1件件数が増えるということです。しかし、最初に申しましたように単純に出すのは大変危険ではありますが、ひとまずこの人数であげてはおります。今後相談の状況から計画相談を踏まえて検討していきたいと思います。
- 【木全会長】 来年4月から大幅に変わりますので、それを受けて考え直さなければいけない必要があり、このままでは上手くいかないと思います。実際相談員が頭に入れながらやれる数は、20人くらいだと思います。それを越えるときちんとソーシャルワークができなくなりますのでそれを見て図っていかなければなりません。また、知的の場合や地域生活を支える必要のある人は状況が緩やかになった時に受け渡し先がありません。ずっと抱えていてケースばかりが増えてしまいますので、そこのところで計画相談だけやる人にケースが移っていくと、委託の人がうまく回っていくので、そういう仕組みを考えないとパンクすることは目に見えています。そうならないように、私達が計画を立てていかないと相談員が燃え尽きてしまいます。相談支援のシステムのあり方を、どうするか知恵を絞っていきたいと思います。
- 【田中委員】 49ページのスポーツ・レクリエーション活動の推進の具体的施策イ「プログラムの充実に努めます」とありますが、たとえばPRについても文言にいれてほしいのです。というのは、障がいの人にはあまり伝わっていないために同じ人が利用されているケースが多いです。学校を卒業した後もスポーツする場所があることをもっと普及に努めていただきたいのですが、その文言をいれることは可能でしょうか。

【木全会長】 「プログラムの普及と充実に努めます。」という感じでしょうか。

【田中委員】 はい。あとひとつですが、47ページの具体的施策ア「緊急時の情報提供・ 通信体制を整備します」というのは具体的にどういうことでしょうか。

9月20日の台風で私の住む地域にも避難勧告が出ました。私の子どもは災害時要援護者支援を申し込んでいましたので、町内会長に高齢福祉課から連絡が入って「もし避難する場合、高齢福祉課がケアします」ということで初めて実感がわきました。他の方は申し込んでいない人がほとんどです、緊急時には市が障がいの人を把握していて、連絡は入るはずだと思っていらっしゃるようで、そこのところは伝わっていないようでした。同時配信など、どうなっているのでしょうか。

【事務局】 まず、アの「緊急時の情報提供・通信体制を整備します」は、保育園関係に 地震の速報が伝わるように整備していく、というシステムの話です。それから災害時 の要援護者の関係ですが、今回庄内川氾濫で市内の広い範囲に避難勧告を出しました。 初めて災害時要援護者避難制度のシステムが動いた形になり、高齢福祉課では災害時 の要援護に申し込みされた方全員に、町内会長を通じたりして直接安否の確認を取る 等その状況を把握し、システムがうまく機能したかどうかを検証したところです。今 回の確認作業については、そのようにさせていただきましたが、反省点については今 後検討していきたいと思います。

災害時要援護者避難支援は共助の仕組みです。今回、避難勧告を3度に分けて、各地区に順次出しましたが、その時すぐに災害対策本部の福祉整備は災害時要援護者避難制度の確認作業をしました。今回は規模が大きいけれども市で対応ができるということでやらせていただきましたが、元々は東日本大震災や阪神大震災などを想定しています。

まずは自ら対応し、次に身近な地域住民の方々が共助で対応することを前提にあらかじめそういう仕組みをつくりたいと始めました。我々が対応できる時はいたしますが、大災害の場合は市では対応できなくなります。我々行政が体制を整えて皆様がたへの対応ができるまでは時間がかかりますので、とりあえず3日間は食料水の確保してくださいというような、応急的な対応を各自で行っていただきたいのです。今回は初めてこのシステムが稼動するということで確認作業をしたというところです。中には直接的に対応した件もありましたが、規模によってはできなくなります。今回はシミュレーションができたという形で地域の形は区町内会を基本にしていただく形なの

で、あらかじめ市に登録していただいた要援護者の方を市から区町内会にご紹介して、 支援する方を登録するという仕組みづくりをしようということです。すべからく行政 が対応できるということではない、ということだけはご承知いただきたいと思います。

- 【木全会長】 話題になっているのは当事者の方を含めて、登録しなくても市が把握してくれていると思っていることで、きちんと登録しないと安否確認もできないと広報しないといけないのではないか、ということです。それはその通りなので、広報が必要です。問題は、当事者が何もしなくても何でもしてくれると思っていることで、そこを何とかしないと被害が大きくなりますから、そういう形で進めていただきたいと思います。
- 【小澤委員】 民生委員をしておりますが、今回の災害時、自助共助ということで民生委員、組長、市役所の方とで確認したのですが、個人情報保護法が邪魔をして駄目だと言われ、動けないという実情もあります。支援、公的共助を受けたいと思っている方はせめて、公表してよいと言っていただかないと組長は誰にも言えず、一生懸命一人で電話をかけていた事実があります。
- 【木全会長】 要援護者の登録書、契約書を含めて一度見直す必要があるということで、 使い勝手の悪いところも今回わかったので、中身を含めて検討していく必要があります。

たとえば個人情報の件では、支援を受けたい要援護者はここまで公表して構わないという契約をしない限り、行政はその情報をだすことができません。しかし契約してしまったら、災害に限っては、この人まで自分の情報を伝えて構わないという契約ができるので、その範囲では個人情報保護法に触れずに動くことができるということです。

- 【事務局】 それはやっております。事前に登録していただく際に支援者や実際に動いていただく区町内会の方に情報を出してよいかの承諾書をいただいたうえで登録していただいております。従って登録してくださったかたについて情報はきちんと流れるようになっております。
- 【小澤委員】 そこまでで止まってしまい、自主防災組織には公表できないということです。組長と民生委員は知っていますが全体に公表して、こういう方が町内にいるのでみんなで見守りましょうということはできません。
- 【事務局】 それも運用の問題で、支援登録者(支援してもよいという方)を組織でやっ

ているところもあります。町内会全体で支援するという場合は全体の方に情報が届き 対応することができます。

【小澤委員】 今それをしつつあります。

【事務局】 ぜひお願いします。

【木全会長】 うまくいきそうですね。ありがとうございます。時間がなくなってしまい、 自立支援協議会から文書で昼間の活動の場が足らなくなるので推進協議会で福祉計画 に反映していただきたいという大事な提案が出ておりますが、残ってしまいました。 推進協議会としても考えや方向を文書で回答する必要があると思います。

内容については生活介護の見込み量の算定に当たっては、先程事務局からご説明があった通り、自立支援協議会できちんと調べて出された実態を受けて、計画に反映するべきだと思います。在宅をつくらないのが基本だと思うので「参考に」では弱く感じますから、ここは「反映」させていくというのが1点目の確認です。

2点目ですが事業所に「法人を必ずいくつ、いつまでにつくって下さい」などと言う権限は推進協議会にはありません。たとえば自立支援協議会には事業所の部会があるので、各事業所の年度計画を踏まえて、もう一度地域割りも含めて、足りない分はどこの事業所がつくっていくというような話し合いをしながら行ってほしいということです。推進委員会はそれを支援する形で関っていくという文面を事務局と一緒につくっていきたいと思います、その点よろしいでしょうか。それでよろしければ文書をつくらせていただいて、皆様にもお送りし、ご意見いただいて次回開催の自立支援協議会に推進委員会からの回答として図らせていただきたいと思います。

- 【井村委員】 会長と事務局でよりよい物を練ってつくっていただき、委員のほうにも資料を配付していただくということでよろしくお願いします。
- 【木全会長】 時間が足りなく、申し訳ありません。中身について本日ご意見いただいたことや、次回1週間前に資料が届くためにはいつまでにどうすべきか、などについてお話しいただいて終了させていただきたいと思います。
- 【事務局】 次回の会議は12月19日(月)13時15分からを予定しております。場所については近くなりましてから、またご連絡させていただきます。資料は1週間前に配付させていただきたいと思います。今日発言し足りなかったというような追加意見は今月中に送っていただきたいと思います。また、今回の資料につきましては今月自立支援協議会が10月28日にありますので、そちらに出してご意見をいただくようにしたいと

思います。

【木全会長】 今週中には事務局案をつくってメールでやりとりして、確認するようにしないと間に合いませんね。

【事務局】 11月の中旬から12月の半ばにかけて、今回つくりました中間案につきましてはパブリックコメントにかけようと思います。

【木全会長】 今日出た意見に関しては、まとめて、直してからパブリックコメントをかけた方がよいのではないでしょうか。

【事務局】 パブリックコメントの前には精査いたします。

【筒井委員】 パブリックコメントをされるのであれば、児童発達支援の関係の部分も、 この書き方は今までの国の施策の流れで書かれています。新しい制度をベースに構成 すべきではないでしょうか。

【木全会長】 どこの自治体も3年間の猶予に乗っかって、他の自治体の動向を見ながら 引き伸ばそうというのが主要な意見なので、春日井市もそうするのかと思いつつ、出 された意見でできるだけきちんとしたものにしてからパブリックコメントをかけない と、後でパブリックコメントは責任をもって要約しながら事務局の回答を載せなけれ ばなりませんので、その作業を含めて辻褄が合わなくなったり大変になったりします ので、パブリックコメント前に皆様にこれでよいかどうかというものを送っていただ きたいのです。児童の相談を含めては保育課などの内部調整も必要です。

【事務局】 保育課との調整となりますと、保育所訪問支援の実施方法についてが中心と なると考えていますが、そちらについてはこれからということでございます。

【木全会長】 半田市あたりは夏休み前に、関係課長や相談支援も集まって対策をやりましたが、他でそれをきちんとやっているのは聞いたことがありませんので、そういう 状況ということですね。

【事務局】 まだ中身が詳しく出てきていません。

【木全会長】 次回は12月ですが、パブリックコメントを出すのであれば、予定をずらしたくないということがあるのでしょうか。 県は数字だけ早く出して、県の数字をつくりたいので、困るのではないでしょうか。

【事務局】 県は、10月20日までに数値を報告せよということです。

【木全会長】 部署も違うし、縦割りだし、自分のところだけ辻褄合わせて進めばよいと いう感じで国も県も動いているのはよくわかっています。 【筒井委員】 今までの障がい福祉計画の見込み数字は出せると思いますが、ただ新たな 仕組みの中でどうなるかについては出せないですね。

【事務局】 国は障がい福祉サービス、自立支援法のサービスの見込み量なので、今回の 障がい児に関しては児童福祉法に入りますので、そこの見込み量についてはありません。施策としては当然障がい児もあがってきます。

【木全会長】 ちゃんと入れておかないと、経験上、次世代育成の子育て支援は障がい児 のことをきちんとやってくれません。国は、障がいのある子どものことは、きちんと 障がいに入れておいたほうがよいと考えていて、次世代育成は保育しか考えていない ので、障がいのある子のことは向こうにまかせるといって置き去りにしたりします。

【事務局】 もちろん、障がい児の関係は児童福祉法とはいうものの、障がい福祉課でも 考えていきたいと思います。

【木全会長】 10月31日の課長会議の資料が出た時に打ち合わせしましょう。それで方針の変更があるのであれば、委員の皆様にも報告する形で対応していくしかありません。それが出ないと私達もわからないということですので、そのような形でよろしいでしょうか。予定時間を少しオーバーしましたが、これにて第3回障がい者施策推進協議会を終了させていただきます、長時間に渡り、ありがとうございました。

上記のとおり、平成23年度第3回春日井市障がい者施策推進協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長が署名及び押印する。

平成23年11月7日

会長木全和日

委員神田 進